

## 第33回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月8日(水)午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第96号 競売農地の買受適格証明について
    - 議案第97号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第33回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>本日の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第33回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p>
会長(天谷)	<p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番金子節夫委員、同じく3番松崎マサエ委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩終了)</p> <p>休憩前に引き続き、議事を行います。</p> <p>次に議事日程第2、議案第96号、競売農地の買受適格証明願についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>競売農地の買受適格証明願についてです。</p> <p>まず、農業委員会が行う買受適格証明の制度について簡単に説明させていただきます。農地の競売や公売に参加できるのは3条許可ができる人、つまり農家要件を満たす人に限られますが、競売や公売を行ってから3条許可申請を行うと、農家要件を満たさない人が落札するということも想定され、結果的に競売・公売がやり直しとなる恐れがございます。</p> <p>そこで、競売・公売が行われる前にあらかじめ参加資格を農業委員会が審査し、落札後はスムーズに所有権移転が行われるようにするために買受適格証明の制度があります。</p> <p>競売・公売に参加を希望する人は、事前に買受適格証明願と当該農地に係る3条許可申請を提出し、競売・公売へ</p>

	<p>の参加資格と、当該農地の所有権移転に関する内容を審議します。</p> <p>落札後は当該農地の3条許可申請の審査を省略し、内部の決裁のみで許可証を交付することができます。</p> <p>今回の案件はそうした制度に基づくものです。</p> <p>議案第96号、競売農地の買受適格証明願についてであります。次のとおり出願があったので、審議の決定を求めます。令和5年2月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。願出人、土地の表示については、議案書記載の通りです。この案件は競売での買受適格証明願であるため、願出人単独申請ということになり、願出人のみとなります。</p> <p>願出人の状況につきましては、新規に就農する個人ということになります。経営面積としては、この度の競売にて取得可能となった際には下限面積である50アールを超えることとなり、農家要件を満たすこととなる見込みです。</p> <p>今回の申請者は新規就農ということであり、今後の営農計画ということで申請されております。計画している営農としてはキャベツを栽培する計画であり、町内事業者から営農指導等を受けられる予定であるとのことでした。</p> <p>なお、申請地につきましては2月6日に1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として長らく不耕作状態で荒廃している状態ではありますが、この度の願出人は現場の状況を把握しており、取得できた際には適切に管理、営農をすと思確認をしております。</p> <p>資料につきましては、1ページから3ページを確認してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>次に、議案第97号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>局より、説明を願います。</p> <p>議案第97号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年2月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>5番(小林)</p>	<p>5番小林です。2月6日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字店地内、案内図は資料4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。申請地は狸塚交差点から東に100メートルくらいの場所に位置しており、きれいに管理されている状況でした。その他農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につき</p>

	<p>ましては、8ページから11ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>7番(島田)</p>	<p>7番島田です。2月6日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚昭和立地内、案内図は資料8ページ、付近状況図は9ページを参照してください。申請地は市街地近傍小集団農地と判断されます。また、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>
	<p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、12ページから15ページを参照してください。以上です。</p>
	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番(中村)</p>	<p>6番中村です。2月6日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字店地内、案内図は資料12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地は国道354号線より北へ300メートルの場所にあ</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>り、その他農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、報告第37号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番について、事務局より一括して報告願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第38号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年2月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については16ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第33回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和5年3月13日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 金子 節夫

委員 松崎 マサエ